

●香川県告示第441号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、平成24年9月14日から同年10月5日まで一般の縦覧に供する。

平成24年9月14日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 鹿庭奥山線（263号）
- 3 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
木田郡三木町大字鹿庭字打木 1281番地先から 木田郡三木町大字鹿庭字打木 乙224番地先まで	7.3~40.7	187	平成19年香川県告示第592号及 び平成22年香川県告示第330号 で変更した区域の一部

- 4 供用開始の期日 平成24年9月14日